

第302号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 発行人 川井清治郎  
 大阪市西区新町1丁目5-7  
 四つ橋ビル8階  
 TEL (531) 9717・5910  
 定価 1部 50円

# それぞれの持場で 生かせ火の用心

全国春の火災予防運動 2月28日～3月13日

## 地震災害に対する

## 防火対策の確立

今年も春の全国火災予防運動が2月28日から3月13日まで、とくに前半は車両火災、林野火災の防止を重点的に実施される。

### ◇重点目標

(1) 幼児、老人、身体不自由者等を中心として焼死対策の徹底

昭和53年の火災による死者発生の傾向を見ると建物火災によるものが圧倒的であり、その中でも一般住宅・共同住宅によるものが約8割を占めている。特に、死者の中でも幼児・老人が全死者数に対してほぼ過半数を占めるといういたましい結果となっている。また死に至った経過を見ると逃げ遅れによるもの、着衣に着火したもの、消火しようとして消火しきれずに死亡したもの等があげられる。このような悲惨な死者発生の実情にかんがみ、春季全国火災予防運動においても引き続き幼児・老人・身体不自由者等の焼死防止対策を強力に推進していくものとする。

(2) 異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

この時期は特に空気が異常に乾燥したり、風の強い日が多いことから、例年出火原因の上位3位を占めている喫煙、たき火、火遊びによる火災発生の防止を図り、広く関係機関による指導広報の推進を図るものとする。

(3) デパート・ホテル・雑居ビル等の自主防火管理体制の確立

昭和53年中において、デパート・ホテル・雑居ビル等において多数の死者を出した火災が発生している。これら施設の自主防火管理体制の強化については、昭和53年秋季全国火災予防運動においても重点目標として掲げその推進を図ってきたところであるが、今回も更に推進していくものとする。

(4) 地震災害に対する防火対策の確立

最近各地で地震による被害が続出していることから、大規模地震対策特別措置法が施行され大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することとされた。地震時には火災発生の危険性は極めて高いことから、各事業所住民に平素から地震災害に備えての十分な対策を樹立しておくよう指導を図っていくものとする。

## 全国いっせい実施事項

### (1) 家庭の防火対策

- ア 幼児・老人・身体不自由者等に対する安全への配慮
  - イ 一人暮らし老人の家庭に対する非常連絡ベルの設置と近隣者に対する協力の呼びかけ
  - ウ 簡易型火災警報器の普及促進
  - エ 防炎物品の普及促進
  - オ 地震災害発生に備えての消火・避難訓練の実施

### (2) 屋外の防火対策

- ア 異常乾燥時及び強風における火災予防広報の実施
  - イ 異常乾燥時及び強風時の火気取扱いの注意
  - ウ たき火、ごみ焼却等における消防用具の備えと監視の励行

### (3) 事業所における防火対策

- ア 地震災害に即応できる自主防災組織の確立
  - イ 防火管理者の選任、消防計画の作成並びに従業員の防災教育の徹底
  - ウ 消火、通報、避難訓練等の反復実施

### (4) 林野火災及び車両火災の防止



## 移動タンク（タンクローリー）

## 技術基準一部改正

移動タンク貯蔵所の構造設備技術基準は、政令第15条と「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針、48.3.12.」で定められているが、今般この指針が改正され、昭和54年3月1日より実施されることになった。

主な改正点をあげると。

①第9 側面枠高張力鋼板が追加され、補強部材が強化された。

②第12 底弁の閉鎖装置、イ、配管の吐出口がタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側及び後部にある場合、ロ、吐出口が後部にのみある場合の緊急レバーの取付位置が、タンク側板左側の後部寄りに定められているが、左側中央部となった。

自動閉鎖装置の易溶性金属に2種が追加された。

第18 消火器 消火器収納箱の地色と文字色が指定された。

第19 給油ホースの基準が新しく追加された。

①給油ホースの材質、長さ

②結合金具の構造突合せ金具（マチノ式）は固定式とすること。

③給油ホースの収納方法

第20 接地導線の基準が追加された。

第21 可燃性蒸気回収設備を設ける場合の基準が追加された。



**消防機器の  
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

**森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区小路東5-5-20  
☎ 06(751)1351 (大代表)

# 製造所・一般取扱所火災が多い

▷…昭和52年・危険物施設事故統計…◁

消防庁では、昭和52年（52年1月～12月）中に全国で発生した危険物施設の火災・流出事故の統計を発表した。危険物製造所等の火災件数は148件で前年度より18件減少し、その損害額は約10億円、死者は5名、傷者は42名である。

148件の火災のうち、危険物取扱者の立会いのなかったのが46件もあり、出火原因に関係した類別では第4類がトップで89件あった。

製造所等を区別別に、その発生要因をみると次の表のとおりである。

## 危険物製造所等の火災発生要因別件数

製造所等の別	火災の発生要因	件数
製造所 (33件)	<input type="radio"/> 配管等の破損、溶接部不良等で配管等から危険物が漏えいして火災となったもの <input type="radio"/> 危険物取扱中、不注意で危険物又は危険物蒸気を漏えいして火災となったもの <input type="radio"/> 危険物製造中、不注意により反応槽の内圧を上昇させて危険物を漏えいして火災となったもの <input type="radio"/> 不注意により高温の生石灰をベルトコンベアで運搬して火災となったもの <input type="radio"/> 生石灰等の禁水性物質が雨水等に触れ、発熱して火災となったもの <input type="radio"/> 配管等のページを行ったところ十分でなかったために火災となったもの <input type="radio"/> 炉において、異常燃焼、バックファイアにより火災となったもの <input type="radio"/> 配管等から漏えいした危険物が自然発火したもの <input type="radio"/> 不注意により反応炉内の高温の未燃性ガスを噴出させて火災となったもの <input type="radio"/> 修理作業中、溶接の火花が可燃物に着火して火災となったもの <input type="radio"/> 電気設備の故障から火災となったもの <input type="radio"/> 送風機の軸受部の摩擦熱により火災となったもの <input type="radio"/> 修理作業中、危険物を流出させ火災となったもの <input type="radio"/> 修理作業中、溶断の熱により貯蔵危険物が熱分解してスラリータンクを破裂させたもの <input type="radio"/> 不明火によるもの	5 5 4 3 3 2 2 2 1
屋内貯蔵所 (3件)	<input type="radio"/> 危険物取扱中、不注意で危険物又は危険物蒸気を漏えいして火災となったもの <input type="radio"/> 類焼によるもの	2 1
屋外タンク 貯蔵所 (11件)	<input type="radio"/> 修理作業中、溶接、溶断等の火花が危険物等に着火して火災となったもの <input type="radio"/> 加熱ヒーターが露出し、かつ、ヒーターのサーモスタットが故障したため液温が上昇し、発生した蒸気が発火したもの <input type="radio"/> 危険物の抜き取り作業中に、液温が高かったために残渣が自然発火したもの <input type="radio"/> 危険物の抜き取り作業中に、危険物蒸気が発生し、使用していたポンプの火花を引火して火災となったもの <input type="radio"/> 修理作業中、タンクのフランジ盲板のボルトをゆるめた際、一部残っていたガソリンが漏えい、これが静電気を引火して火災となったもの	5 2 1 1 1

製造所等の別	火 灾 の 発 生 要 因	件 数
	○ ポンプより漏えいした重油がヒーターで加熱され火災となったもの	1
移動タンク 貯蔵所 (6件)	○ 移動タンクにガソリンを注油中に火災となったもの	2
	○ 移送中、燃料配管の亀裂によりガソリンが漏えい、火災となったもの	1
	○ 移送中、一時停車した際、ガソリンが注入弁より漏えいして火災となったもの	1
	○ 車両の電気設備の故障から火災となったもの	1
	○ 放火によるもの	1
給油取扱所 (29件)	○ 事務所内等における煙草の火の不始末によるもの	4
	○ 容器でガソリンを移し換え中、危険物蒸気を漏えいさせて火災となったもの	4
	○ 放火によるもの	4
	○ 車両の燃料タンク等からガソリンを抜き取り中、ガソリンが漏えいして火災となつたもの	3
	○ 事務所内の石油ストーブの火から火災となったもの	2
	○ 所内に駐車中の車両の電気配線の故障により火災となったもの	2
	○ 専用タンク又は簡易タンクに注油中、誤って油を漏えいさせたため、火災となつたもの	2
	○ 給油作業中に、危険物又は危険物蒸気が漏えいして火災となったもの	2
	○ 計量機の電気配線の故障により火災となったもの	1
	○ 給油作業中等、車両を誤って移動させたことにより、油が漏えいし、火災となつたもの	1
	○ 計量機の取り替え作業中に、配管内のガソリンが漏えいして火災となったもの	1
	○ ガソリンでエンジン洗浄中、エンジンの高温部に触れてガソリンが発火、火災となつたもの	1
	○ 事務所のボイラーの燃料の灯油が漏れて火災となったもの	1
	○ 計量機内のタンクの圧力が高くなり、更に安全弁が働かなかったために、破裂したもの	1
	○ 放火によるもの	1
移送取扱所 (1件)	○ 放火によるもの	1
一般取扱所 (65件)	○ 修理作業中に溶接、溶断等の火花が危険物等に着火して火災となったもの	7
	○ 危険物取扱中、不注意等により危険物又は危険物蒸気が漏えいして火災となったもの	6
	○ 焼入れ作業中、焼入れ油の油温の上昇により、火災となったもの	5
	○ ボイラー、炉においてパックファイア、危険物の漏えい等により火災となったもの	4
	○ モーター、ポンプ等の電気配線から火災となったもの	4
	○ 反応槽中で危険物を取扱い中、異常反応を起し火災となったもの	4
	○ 油圧機器のシリンダー油等が漏えいして火災となったもの	3
	○ 塗装等の作業終了後、危険物を使用して清掃中に火災となったもの	3
	○ イオウの取扱作業中、イオウが粉じん爆発したもの	3
	○ 塗装作業中、静電気を発生させて火災となったもの	2
	○ 危険物等を貯蔵中、蓄熱のため、危険物が分解、発熱して火災になったもの	2
	○ 乾燥炉内が高温となり、すす等が赤熱して火災となったもの	2
	○ 油圧機器が高圧等のため、破裂して火災となったもの	2
	○ カーバイト取扱中、カーバイトが水分と反応して生じたアセチレンにより爆発的な火災となったもの	2

製造所等の別	火 災 の 発 生 要 因	件 数
○ 高炉内温度の上昇等により、高炉内のコークスが流出して火災となったもの	2	
○ 焼入槽で、焼入れ、焼入油の出し入れ等の作業中に火災となったもの	2	
○ 切削機器の故障により火災となったもの	1	
○ 脱硫塔において、活性炭が蓄熱して、火災となったもの	1	
○ 危険物配管に落雷があり、その衝撃で火災となったもの	1	
○ 蒸留塔側板が腐食開孔して、ここから危険物が漏えいして火災となったもの	1	
○ 廉ガス（水素を含む）の処理設備の故障で水素濃度が高まり火災となったもの	1	
○ ポイラーの定期検査を終え、スタートアップ中、不注意により燃料ガスが漏えいして火災となったもの	1	
○ 機器の不良により熱媒体油の温度が上昇して噴出、火災となったもの	1	
○ タンクから危険物抜き取り作業中、静電気を発生して火災となったもの	1	
○ 活性炭の粉じん爆発によるもの	1	
○ 植物油の脱臭塔で冷却不十分のために高温の油が発火したもの	1	
○ 不明火によるもの	1	
○ 類焼によるもの	1	

## お知らせ

## 特別講演会開催について

次のとおり昭和53年度特別講演会を開催いたしますので、ご聴講賜りますようお知らせいたします。  
なお、会場定員の都合上、受講ご希望者は、あらかじめ所属各市協会事務局にお申し込み下さい。

▷とき 昭和54年3月22日(木)午後1時～午後4時  
 ▷ところ 大阪科学技術センター8F大ホール（地下鉄四ツ橋線本町駅北へ3分）  
 ▷演題 「静電気障害防止について」

労働省産業安全研究所主任研究員 田畠泰幸氏  
 (静電気研究委員会委員)

「危険物の災害の予防について」

自治省消防庁 危険物規制課長 小池次雄氏

(財)大阪府危険物安全協会



## 消防用設備

SAFETY AND FIRE  
ENGINEERING   
米国防火協会会員

防災・設備・設計	消火器具一式
施工・保守・点検	避難設備
屋内外消火栓設備	自動火災報知設備
スプリンクラー設備	非常放送設備
ドレンチャーレ設備	漏電警報器
泡消火設備	防災設備全般
ガス消火設備	安全衛生保護具機器
粉末消火設備	公害防止機器

株式会社 **マルナカ**

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27  
 TEL (06)371-7775代・372-3277代  
 東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号  
 TEL (03)944-0161代  
 神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19  
 TEL (078)681-5771

## 質問コーナー

危険物の移動式架台による貯蔵方法について（兵庫）  
 （質問）危険物屋内貯蔵所において、第3石油類を貯蔵する方法として移動ラック式（エレコンパツクパレットラック）を採用したい旨の照会がありました。これの可否についてご教示願います。（別添略）

回 答（50.2.11消予第20号）

設問の場合は、提出された要件のほか次の各号に適合する場合に限り、その設置を認めてさしつかえない。

1. 貯蔵する危険物が、引火点70°C以上のものであること。
2. 移動式棚は、危険物の容器を出し入れするために移動するときを除き、貯蔵倉庫の床に固定できる構造のものであること。
3. 貯蔵倉庫に設ける消防設備については、第3種二酸化炭素消防設備（全域放出方式のもの）とすること。

危険物屋外タンク防油堤内の緑化について（兵庫県）

（質問）工場立地法に基づき、工場緑化の推進が図られているが、緑地面積を確保するため製造所等の保有空地も緑化が必要とされる場合が生じており、緑地を確保するためには、タンクヤードの防油堤内にも実施しなければならない旨の疑惑が生じましたので、下記(1)(2)(3)のいずれにより措置すればよろしいか、ご教示願います。

## 記

- (1) 工場立地法に基づき、指定された工場等で緑地面積の確保に困難な工場に限り、危険物施設に危害を与えないもので、かつ、消防活動上支障のない常緑草（ホワイトクローバー）であれば、認めてさしつかえない。
- (2) 上記の場合に限ることなく、危険物施設に危害を与える

ないもので、かつ、消防活動上支障のない常緑草（ホワイトクローバー）であれば、認めてさしつかえない。

- (3) 認めることはできない。

回 答（49.9.12. 消予第111号）

- (2) により措置されたい。

第2種販売取扱所における監視のためのはめ殺し窓の設置について（東京都）

（質問）第2種販売取扱所と他用途部分との隔壁に、監視用の30×40センチメートルの窓（はめ殺しの網入ガラスとし、温度ヒューズ付甲種防火シャッターを設ける。）を設けてさしつかえないか。

回 答（51.7.12. 消危第23—2号）

設問の場合はさしつかえない。

屋外貯蔵タンク及び配管の電気加熱保温について  
 （北海道）

## 記

（質問）屋外貯蔵タンク（貯蔵品名C重油、容量3,000キロリットル）及び配管に電気加熱保温設備（直接電気加熱保温法）別添参照（略）の設置を認めてさしつかえないか。

なお、工法及び設備の概要については、次のとおりです。

1. タンクの保温について

- (1) タンクの加熱コイルは、鋼管を使用し碍石にて絶縁サポートをする。
- (2) タンクコイルとタンクの壁は絶縁ノズルにより絶縁する。
- (3) タンクの外屋の保温は保温材（硬質ウレタンフォーム）で覆い防火コートを造り、外装を鉄板で覆う。
- (4) タンク内の重油の温度はタンク壁に測定抵抗体を取り付け温度を遠隔指示される。

2. 配管について

- (1) 配管には電気絶縁テープを巻き保温材（硬質ウレタンフォーム発泡材の保温筒30～40mm厚）を取付け、防

**YAMATO** 業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

**遂に登場! 革新的消火器!!**

**ヤマトファイティングフォーム**

★日本特許・米国特許獲得★

機械泡(界面活性剤)消火器

●防災のシステムメーカー ヤマト消火器株式会社

大阪市東成区深江北1-7-11 〒537 TEL.06(976)0701代

**新発売**

FIGHTING FOAM

FF

火を断つ!  
革新的の消火器

ヤマトファイティングフォーム

- 水材を塗り外装鉄板（カラー28#）で覆う。
- (2) 両端に絶縁フランジを取り付け、その近くに銅等をろう付けし、ケーブルを接続配線して、加熱電源盤に接続する。
  - (3) 配管内の温度は、測定抵抗体を取付け遠方監視盤により遠隔指示される。
  3. 運転監視及び保安装置（送油管及びタンク）
    - (1) 運転監視及び保安装置を事務所内に設置し、常に運転状態を監視する。
    - (2) 故障時（接地事故、過電流事故、異常過熱事故等）には、警報ブザーを発するとともに自動的に電源がしゃ断される。

#### 回 答（49.1.8. 消予第19号）

設問については、次の各号に適合するに限り、この設置を認めてさしつかえない。

- (1) 設問の加熱装置に通電中は、当該装置の加熱コイルが貯蔵する危険物の液面から露出しない措置が講じられていること。
- (2) 設問の加熱装置の自動温度指示調節計および温度無指示調節計の温度測定点は、添付された図面の箇所のほかに当該装置の加熱コイルの高さ以下箇所に1以上設けられていること。

#### 「免状の住所本籍変更」

〔質問〕 危険物取扱者免状の記載事項変更について教えて下さい。

〔回答〕 取扱者の免状記載事項に変更が生じたときは、消防法第13条の二⑥及び政令第34条の規定により書替の手続を、居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事にしなければならない。

記載事項中、変更の生じ得る項目は、氏名と本籍であります。（昭和46年以前発行の免状には現住所も記載さ

れていますが、その後様式改正で、現住所は抹消されているから、現住所の変更は、書替の必要がありません）その本籍も、52年秋以降は都道府県名のみとなりましたので、書替手続きの要るのは、

①養子縁組その他の理由により氏名が変わったとき

②本籍地が他の都道府県に変わったとき  
となります。

大阪での手続きは、大手前の大阪府庁本館1階、消防防災課予防係（電話941-0351、府内3845）が窓口です。必要な書類は

①免状

②書替申請書（同様にあります）

③手数料 300円 大阪府証紙（府庁内大和銀行で発売）

④変更の事由を証明する書類（抄本、住民票抄本等）

⑤本人の印鑑



## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル（株）  
ヤマト消火器（株）

} 代理店

株式会社  
三和商会  
TEL 06 (443) 2456

## 3月20日合格発表

### 大阪府危険物取扱者試験

大阪府では、2月18日(日)、府立大学で危険物取扱者試験を実施したが、受験者は甲種乙種で4848名で、3月20日合格者が発表される。

(種類)	(受験申請者数)
甲種	672名
乙種(4種)	4,176名
内科目免除	11名

なお合格者の免状交付は4月20日の予定。

### 河内長野防火協会研修会開催

河内長野防火協会危険物取扱者部会では、1月11日午後1時より、同市民会館において、大阪府消防防災課主幹杉山晃氏を招き、「危険物と地震」をテーマに、昨年6月に発生した宮城県沖地震の記録映画をmajestic研修会を開催、会員60名が参加した。



## 定期点検

は実施されているか

危険物施設の自主点検制度が定められたのは昭和51年6月で、点検の指針、記録表が整備されてほぼ1年が経過した。

定められた施設は、1年に1回以上(大阪市は3ヶ月に1回)点検し、記録しなければならない。未点検の事業所は早急に実施されたい。又、タンクローリーの点検表はローリーに常備しなければならない。

なお、製造所、一般取扱所の点検指針は委員会で検討されていたが、近く発令されるものとみられる。

### 定期点検記録表

▷屋外タンク貯蔵所	(B4)	100円
▷地下タンク貯蔵所	(B4)	70円
▷屋内貯蔵所	(B4)	50円
▷屋外貯蔵所	(B4)	30円
▷給油取扱所	(B5)	100円
▷移動タンク貯蔵所	(10枚1冊)	300円
▷屋内・屋外消火栓設備	(B4)	70円
▷泡消火設備	(B4)	70円
▷点検表ファイル	(B4)	150円

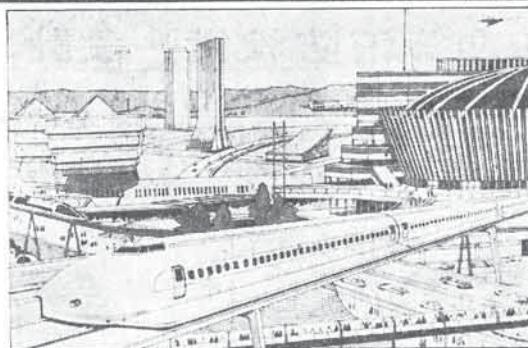
### 各種標識類

▷製造所等	800円
▷火気厳禁、禁水等	800円
▷作業中注意(塩ビ製タレ幕式)	800円
▷運搬標識各種	

<大阪市危険物安全協会>

本社工場/大阪府枚方市招提田近丁丁目五番地  
堺出張所/電話○六一〇一五七三二五七三三四四四  
大阪支社/電話○六一〇一五七三二五七三三四四四  
株式会社 初田製作所

消防器・消火装置の総合メーカー



防災設備機器で  
未来をひらく  
『技術のハツタ』